

令和8年度事業計画

本協会の目的を達成するため、管理運営の充実強化を図るとともに、関係諸団体との緊密な連絡協調のもとに次の事業を実施する。

I 定款に定める事業

1 市町村に対する資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

(1) 長期貸付

市町村の災害時における緊急融資事業及び災害防止対策事業並びに緊急に整備を要する施設等整備事業であって、岩手県から地方債の同意又は許可を受けている事業を対象に貸し付けを行う。

① 貸付予定枠

12億円を基本とし、基金残高を踏まえ、事業運営に支障をきたさない範囲

② 貸付利率

12年償還（2年据置） 0.11%を下限とする。

15年償還（3年据置） 0.14%を下限とする。

③ 償還方法 半年賦元金均等償還

(2) 短期貸付

貸付対象事業に係る一時借入金として貸し付けを行う。自然災害や大規模な火事などに伴う災害に関連する事業については、無利子で貸し付ける。

① 貸付予定枠 1億円

② 貸付利率 0.1%を下限とする。

③ 償還方法 一括償還（貸付年度以内に償還）

2 市町村振興宝くじ交付金の市町村への交付（定款第4条第1項第2号）

(1) 市町村振興交付金交付事業

ハロウィンジャンボ宝くじの収益金に係る岩手県からの交付金等を、県内33市町村が行う地方財政法第32条に定める事業に対して交付する。

- 市町村への配分基準：均等割 40%（平成17年1月1日現在の市町村数「58」の2分の1と、現在の市町村数「33」の2分の1を合算した市町村数）、人口割 60%（最新の国勢調査による人口）

※ 配分基準である均等割及び人口割の率を見直し、均等割配分を30%から40%へ、また、人口割配分を70%から60%へと改定するもの。

※ ハロウィンジャンボ宝くじ収益金は、インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）9月分相当額を含む。

(2) 市町村振興助成金交付事業

サマージャンボ宝くじの収益金に係る岩手県からの交付金等を財源とし、県内33市町村が行う地方財政法第32条に定める事業に対して助成する。

○ 市町村への配分基準

(均等割額等)：均等割 30% (現在の市町村数「33」)、人口割 70% (最新の国勢調査による人口)

(特別加算)：特設売場設置 1 市町村当たり 100 万円 (最大 200 万円)

広報掲載 1 市町村当たり 15 万円 (最大 30 万円)

※ サマージャンボ宝くじ収益金は、インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン) 8 月分相当額を含む。

3 市町村振興共同事業助成(定款第4条第1項第3号)

市町村がそれぞれの行政区域を越えて連携及び共同して行う事業に助成する。

(1) 市町村医師養成事業助成

(2) 一般財団法人地域活性化センター市町村会費助成

(3) 地方4団体(岩手県市長会、岩手県町村会、岩手県市議会議長会及び岩手県町村議会議長会)に対する調査研究事業助成

4 市町村の振興に関する調査研究及び資料収集・情報提供(定款第4条第1項第4号)

市町村振興に関する調査研究及び資料収集を行うほか、市町村が必要とする情報を提供する。

(1) 市町村概要の作成

(2) 協会ホームページの運用

5 市町村職員の資質の向上を図るための研修事業(定款第4条第1項第5号)

(1) 市町村アカデミー等受講費助成

① 市町村アカデミー及び国際文化アカデミーに研修生を派遣した市町村等に対し、研修経費の全額と旅費の一部を助成する。

② 全国建設研修センター、日本水道協会及び日本下水道事業団に研修生を派遣した市町村等に対し、研修経費の全額と旅費の一部を助成する。

(2) 市町村職員研修協議会等研修事業助成

業務を遂行する上で必要とされる専門的な知識・技能を体系的に研修することを目的に、県内全市町村で構成し市町村職員の研修事業を行う岩手県市町村研修協議会等に対し、講師謝金や交通費等の費用を助成する。

(3) 地方4団体に対する研修事業助成

市町村職員及び市町村議会議員の研修事業を行う岩手県市長会、岩手県町村会、岩手県市議会議長会及び岩手県町村議会議長会に対し、研修事業に要する経費について助成する。

(4) 市町村職員行政調査研修

特色ある行政施策を実施している先進自治体の取組状況や実務担当者との意見交換等を行う研修を実施し、参加経費の一部を負担する。

(5) 市町村職員研修会

各界の有識者を講師に迎え、広い視野と豊かな教養を身に付けるための研修会を実施する。

(6) パソコン研修

職務上で必要とされるパソコンの技能習得と業務遂行能力の向上を図ることを目的に実施する。

(7) 講師派遣

市町村議会議員を対象にした研修会等への講師派遣や講演に関する情報提供を行う。

※ 市町村職員海外派遣研修は、共催である岩手県市長会、岩手県町村会ともに休止中であることから休止とする。

6 緊急災害支援事業（定款第4条第1項第6号）

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用区域に指定された市町村に対し、災害見舞金を交付する。

II サマージャンボ事業基金の管理

1 サマージャンボ宝くじ収益金の交付等

サマージャンボ宝くじの収益金に係る岩手県からの交付金について、交付金の10%を全国協会納付金として支払う。

2 サマージャンボ事業基金の運用管理

基金を安全かつ確実な方法により運用を図る。

III 宝くじの販売促進事業

サマージャンボ宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじ及びインターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）の販売促進のための広報活動を行うほか、市町村に対して特設売場設置及び広報紙への掲載を依頼する。